岐阜市第三次公立保育所民営化における

岐阜市立〔　　　〕保育所移管申込書

＜令和4年度（令和6年度民営化保育所移管先法人の募集）＞

岐阜市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

（又は法人設立準備会名）

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　本法人（法人設立準備会）は、岐阜市立保育所の設置、経営の移管を受けたいので関係書類を添付し申し込みをします。

　なお、本法人（法人設立準備会）への移管が決定された場合は、移管の条件等をすべて遵守するとともに、申し込みの撤回を行わないことを確約します。

　また、提出書類は個人に関する情報を除き、全て公開対象の文書として取り扱われることに同意します。

記

　１．申込保育所の希望順位　　第　　希望

注：第２、３希望まで移管申込書を提出する場合は、希望順位ごとに移管申込書を提出すること。

（様式１　1/6）

法人概要説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| 認可年月日及び番号 | 　　　年　　月　　日　　　第　　　　　号 |
| 法人の沿革（事業開始に至る経緯及び開始後から現在に至る経緯） |  |
| 法人の基本理念、考え方 |  |

（様式１　2/6）

法人の事業

|  |
| --- |
| １ |
| 　事業名 |  |
| 　事業内容 |  |
| 　事業開始年月日 |  |
| ２ |
| 　事業名 |  |
| 　事業内容 |  |
| 　事業開始年月日 |  |
| ３ |
| 　事業名 |  |
| 　事業内容 |  |
| 　事業開始年月日 |  |
| ４ |
| 　事業名 |  |
| 　事業内容 |  |
| 　事業開始年月日 |  |

（様式１　3/6）

法人の役員等

|  |
| --- |
| 役員の定数と現況 |
| 　理　事 | 定数　　　人　・現員数　　　人 |
| 　監　事 | 定数　　　人　・現員数　　　人 |
| 　評議員 | 定数　　　人　・現員数　　　人 |
| 役員名簿 |
| 役　職 | 氏　　名 | 年齢 | 職　業 | 当初の役員就任年月日 | 社会福祉事業の経験年数※ | 親族等特殊な関係の有無（関係・氏名） | 他の法人役員就任状況（法人名） |
| 理事長 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理　事 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 監　事 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 役員に欠員が生じている場合の補充計画等 |  |
|  |

※１年未満切捨

（様式１　4/6）

法人の資産・負債状況

|  |  |
| --- | --- |
| 資産の保有状況 | 基本財産（土地） |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
|  | 基本財産（建物） |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |

（注１）一体として利用している土地にあっては、合算して記載してください。

（注２）「権利設定」欄には、不動産に抵当権等の権利を設定されている場合にその内容と極度額を記載してください。

（様式１　5/6）

法人の資産・負債状況

|  |  |
| --- | --- |
| 資産の保有状況 | その他の財産（土地） |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 地　目 |  | 地　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
|  | その他の財産（建物） |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  | 竣工年月 | 　　　　　　　　　　年　　月 |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 借地借家の状況 | （土地） |
| 所在地 |  |
| 所有者 |  | 法人との関係 |  |
| 地　目 |  | 地　　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 所有者 |  | 法人との関係 |  |
| 地　目 |  | 地　　　籍 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
|  | （建物） |
| 所在地 |  |
| 所有者 |  | 法人との関係 |  |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |
| 所在地 |  |
| 所有者 |  | 法人との関係 |  |
| 構　造 |  | 延べ面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 用　途 |  | 権利設定 |  |

（注１）一体として利用している土地にあっては、合算して記載してください。

（注２）「権利設定」欄には、不動産に地上権、貸借権等の権利を設定されている場合にその内容を記載してください。

（様式１　6/6）

施設経営の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 施設種別 |  |
| 開業年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 施設長名 |  |
| 必要職員数 | 施設長 |  |  |  |  |  |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 実職員数 | 施設長 |  |  |  |  |  |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 保育士の経験年数 | 10年超 | ７年超10年未満 | 5年超7年未満 | 3年超5年未満 | 1年超3年未満 | 1年未満 |
| ※施設職員に保育士がいる場合 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 施設運営方針 |  |
| 入所児（者）の処遇上の配慮 |  |
| 職員処遇の充実・士気高揚策 |  |
| 研修の実施状況 |  |
| 地域交流・地域貢献 |  |
| 施設の特徴 |  |

（注）複数の施設を経営している場合は、施設ごとに作成してください。

　　　なお、「施設」とは、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法等、各法に定める施設とします。

（様式２　表面）

法人調書（法人設立準備会）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人設立計画書 |
| 設立代表者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 設立予定年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 社会福祉法人設立の趣意 | 　 |
| 主たる事務所の所在地（予定） |  |
|  |  |
|  |
| 設立準備会役員（８人以上） | 氏　　　名 | 年齢 | 住　　　所 | 職　業 |
| ① | 代表者　 |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |
| ④ |  |  |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |  |  |
| ⑥ |  |  |  |  |  |
| ⑦ |  |  |  |  |  |
| ⑧ |  |  |  |  |  |
| ⑨ |  |  |  |  |  |
| ⑩ |  |  |  |  |  |

（注意）法人設立準備会は8人以上で構成すること。

（様式２　裏面）

社会福祉法人設立後役員となるべきもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 理事監事評議員の別 | 氏　　名 | 親族等の特殊関係者の有無 | 役員の資格等(該当に○) | 他の社会福祉法人の理事長への就任状況 |
| 事業経営識見 | 地域福祉関係 | 管理者 | 事業識見 | 財務管理識見 |
| 有無 | 法人名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　理事のうち、理事長予定者については、「理事 監事 評議員の別」欄に○を付けること。

（様式３）

　　　　　　　　　　　履　　歴　　書（理事等役職名　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　下記のとおり相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　【生年月日　　　　年　　月　　日生】

|  |  |
| --- | --- |
| １　学　　歴 |  |
|  |
| ２　職　　歴 |  |
|  |
| ３　公 職 歴 |  |
|  |
| ４　賞　　罰 |  |
|  |
| ５　そ の 他 |  |
|  |

（注意事項）※該当する年月日又は期間も記入すること。

　　　　　　　社会福祉法人等の役員の条件に該当するものは、その内容を記入すること。

　　　　　　　法人役員においては、血族等の特殊関係者がある場合、その役員名、関係

　　　　　　等を記入すること。

（様式４）

応募理由及びアピールしたいこと

（自由記述　600字以内）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（様式５）

基本事項及び職員配置並びに採用計画

１．予定保育園名　　　　　　　　　　　　　　　保育園

２．開所予定時間等

　（１）平日　　午前　　時　　分　から　午後　　時　　分　まで

　（２）土曜日　　午前　　時　　分　から　午後　　時　　分　まで

　（３）日曜日　　□開所する　午前　　時　　分　から　午後　　時　　分　まで

　　　　　　　　　　　□開所しない

３．職員配置計画

　（１）施設長予定者氏名　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　主任保育士予定者氏名　（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（２）職員予定人数　※令和４年６月1日現在の児童数で見込むこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　種 | 人　　数 | R4.6.1現在 各保育所配置状況（詳細は参考資料集を参照） |
| 島保育所 | あかね保育所 | 長森北保育所 |
| 施設長 | 　人　 | ◆児童数　53人◆保育士数　12人・一般 7人・ﾌﾙﾀｲﾑ 0人・ﾊﾟｰﾄA 2人・ﾊﾟｰﾄB 3人◆調理員数　3人 | ◆児童数　75人◆保育士数　13人・一般 7人・ﾌﾙﾀｲﾑ 2人・ﾊﾟｰﾄA 2人・ﾊﾟｰﾄB 2人◆調理員数　3人 | ◆児童数　79人◆保育士数　17人・一般 8人・ﾌﾙﾀｲﾑ 1人・ﾊﾟｰﾄA 4人・ﾊﾟｰﾄB 4人◆調理員数　3人 |
| 主任保育士 | 　人　 |
| 保育士　常勤 | 　人　 |
| 　　　　非常勤 | 　人　 |
| 調理員 | 　人　 |
| その他（　　　　　） | 　人　 |
| 合計 | 　人　 |  |

（３）経験年数別保育士数（予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育又は幼稚園教諭の経験年数 | 人　数 | 長 | 主 |
| 未経験 | 　　　　人 |  |  |
| 経験年数１年未満 | 　　　　人 |  |  |
| 経験年数１年以上 ３年未満 | 　　　　人 |  |  |
| 経験年数３年以上 ５年未満 | 　　　　人 |  |  |
| 経験年数５年以上 １０年未満 | 　　　　人 |  |  |
| 経験年数１０年以上 | 　　　　人 |  |  |
| 合　　　　計 | 　　　　人 |  |  |

施設長、主任保育士、保育士（常勤）を対象としてください。

また、施設長、主任保育士の方に○を記入ください。

長：施設長

主：主任保育士

４．職員（施設長、保育士、調理員）の研修計画について

保育士研修等の取組方針について、記述してください。（自由記述　200字以内）

（様式６の１）

保育方針について

　園の基本的な方針や理念（特に大切にしたいことなど）を記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

保育目標について

　上記の保育方針や保育所保育指針に基づき、どのような保育目標を具体的に設定する方針であるかを記述してください。（現在の保育所の保育目標は別冊の「提出書類　参考資料集」を参照してください。）

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式６の２）

保育内容について

　移管後の保育運営について、当面は公立保育所での運営を基本としていますが、保育を実施するにあたり、一日の「あそび」や「活動」の中で、園として実施したい具体的な内容など、創意工夫による独創的かつ個性的な運営を目指すために配慮する点やその取り組みについて記述してください。

（自由記述　600字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式６の３）

年間行事の実施について

　保育園における一年間の行事を行うにあたっての考え方について記述してください。また、将来保護者の方の同意を得たうえで、新たに実施したい行事などがありましたらあわせて記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

園の安全対策、衛生管理について

　交通安全指導や避難訓練等の安全対策や新型コロナウイルス感染症対策、食中毒防止など、児童の安全と健康に配慮した保育園の運営についての考え方を記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式６の４）

障がい児保育について

　岐阜市では、全ての保育所(園)で、集団保育になじむ中・軽度の障がいのある児童の保育をおこなっています。また、一部の公立保育所では、医療的ケア児の受入についても取り組んでいるところです。民営化の条件として、移管前に実施している障がい児保育を継続することとしておりますが、障がい児保育の実施にあたっての考え方について記述してください。また、医療的ケア児の受入について検討していれば、記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

保護者との日常のコミュニケーションについて

　保育を実施するにあたり、保護者との日常のコミュニケーションに対する考え方について記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式６の５）

地域の子育て支援施設としての保育園運営について

　保育所は入所児童の保育に留まらない子育て家庭全般に対する支援が求められています。一時預かり保育など、移管後の保育園の地域の子育て支援施設としての考え方について記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

今後の保育園運営について

　将来的にどのような保育園づくり（特色ある保育、園舎の改修の予定など）をしていきたいか、その考えを記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式６の６）

地域活動等への取り組みについて

　未就園児、小中学校、老人会などの地域住民や各種団体との交流についての考え方や方法があれば記述してください。各保育所の現在の活動については、別冊の「各保育所の概要」をご覧ください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

保育園づくりにおける保護者、地域とのかかわりについて

　保護者と園との連携を深めるため、保護者へのアンケートを実施するなど、保護者の意向を適宜把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応することとしております。また、移管決定後から、地域関係者と運営について話し合い、地域に根差した施設とすることとしております。このことについて、どのように考え、どのように取り組む予定であるか、その方法や考え方があれば記述してください。

（自由記述　200字以内）

|  |
| --- |
|  |

（様式７）

移管条件等の適合確認票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 該当する方を☑してください | 市☑欄 |
| 【保育施設・事業に関する条件】 |
| （１） | 移管先法人は、移管を受けた保育所を当初は「保育園」として運営すること。また、移管から2年間経過した後に「認定こども園」へ事業変更することも可とするが、その場合は「幼保連携型認定こども園」又は「保育所型認定こども園」として運営すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| 【法人の条件】 |
| （１） | 社会福祉法人又は学校法人（社会福祉法人に限っては新たに法人を設置する場合を含む。以下社会福祉法人等）であること。ただし、既設の社会福祉法人等にあっては、所轄庁が実施した法人及び施設指導監査における指摘事項について、適切に対処されており、事業運営及び施設運営が良好であること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （２） | 新たに社会福祉法人等を設立する場合は、移管決定後に速やかに、事務所を岐阜市内に置くこと。 | □適合できる□適合できない□該当しない | □ |
| （３） | 社会福祉法人等の運用財産として保育所ごとの年間事業費の12分の2以上に相当する現金又は普通預金等を有していること。ただし、新たに社会福祉法人を設立し、応募する場合にあっては、上記に加え設立の際の基本財産として必要な1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を有していること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （４） | 社会福祉法人等の評議員もしくは理事に地域の代表者を１名以上加えること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （５） | 移管を受けた社会福祉法人等自らが、移管保育所を運営すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （６） | 移管を受けた施設等は、教育・保育及び地域における子育て支援に関する事業並びに地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （７） | 岐阜市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第6条に規定する暴力団員等に該当していないこと。 | □適合できる□適合できない | □ |
| 【運営等の条件】 |
| （保育の引き継ぎ） |
| （１） | 移管先となる法人の決定は令和5年2月頃を予定しており、決定後は速やかに保育園の運営に係る引継ぎを開始できる体制を整えること。また、移管前の3か月間（令和6年1月から3月31日まで）に、募集要項に定める合同保育を実施すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （職員配置） |
| （２） | 施設長及び主任保育士は、移管後の保育園の専任とし、そのうちいずれかは、幹部職員(主任保育士又はこれに相当すると認められる者)として保育所（園）、幼稚園、認定こども園で3年以上の経験がある者、あるいは保育士としての勤務経験が10年以上ある者であること | □適合できる□適合できない | □ |
| （３） | 施設長となる者は、募集要項に定める要件を全て満たしている者であること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （４） | 主任保育士が移管申込時に選任されていない場合は、遅くとも移管前の合同保育実施時までには選任することを確約する書面を移管申込書に添付すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （５） | 保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （６） | 正規職員の午前7時から午後6時までの通常保育に要する職員配置は、市が示す配置基準以上とし、延長保育、一時預かり事業（一般型）については、国の基準以上の職員配置を行うこと。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （保育事業等） |
| （７） | 保育内容については、国の示す「保育所保育指針」を基本とすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （８） | 移管する保育所において移管前に実施している障がい児保育、元気子育てサロン事業等は継続して行うこと。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （９） | 移管後の保育園の開園日及び開園時間は募集要項に定める時間とし、休園日は日曜日、祝日、年末年始のみとすること。ただし、各法人の判断により、この時間を超えて開所することは妨げない。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （10） | 延長保育の利用料金については、市内の私立保育園の設定額に準ずること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （保育園運営） |
| （11） | 児童福祉法、子ども・子育て支援法等の法令及び関係通知等を遵守すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （12） | 移管当初の定員は、市の指示どおりとすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （13） | 移管先法人による保育運営を検証するため、移管決定後から移管後の運営が安定するまでの間、保護者、法人、岐阜市の三者で構成する三者懇談会を、市の求め等に応じ、適宜開催すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （14） | 移管決定後から、地域関係者と運営について話し合い、地域に根ざした施設とすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （15） | 移管後の保育園運営については、当面は公立保育所での運営を基本としつつ、運営方法を変更する場合にあっては、保護者等に不安や動揺を与えないように努めること。また、変更の方針を決定する前段階から保護者等の意向を把握し、十分に理解を得た上で、方針を決定すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （16） | 給食は自園調理方式を採用すること。また、原則として、公立保育所で提供する給食やおやつの献立を継続すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
|  | 調理業務の委託予定の有無を右に記入すること。 | □委託する予定□委託しない予定 | □ |
| （17） | 保護者会は継続設置すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （18） | 保護者と園との連携を深めるため、保護者へのアンケートを実施するなど、保護者の意向を適宜把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （19） | 市の幼児教育・保育行政を理解し、園･所長会議への出席、年度途中入所、定員の弾力的運用による受け入れ、その他、市が必要と認める事項について積極的に協力すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （20） | 移管後2年間は、従来の保育所の名称を継承し、「○○保育所」を「○○保育園」とすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （21） | 制服等について、2年間は導入しないこと。ただし、移管先法人、保護者との話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （22） | 移管後3年以内に第三者機関によるサービス評価を受審し、その後も5年に1回を目途に第三者機関によるサービス評価を継続的に受審すること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （23） | 園児の給食費、絵本等の教材費など保育の実施に必要となるものに係る保護者への負担について、移管後2年間は、原則として、これまでの公立保育所での負担から増えないようにすること。新たなサービス（例えば、通園バスによる送迎など）の対価として負担を求める場合は、あらかじめ保護者に対し説明を行い、同意を得なければならない。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （24） | 寄附金を募集する場合でも、寄附を強要しないこと。 | □適合できる□適合できない | □ |
| （25） | 利用者からの苦情を受けるための窓口を設置すること。移管当初の定員は、市の指示どおりとすること。 | □適合できる□適合できない | □ |
| 【保育所ごとの条件】 |
| （１） |  島保育所の場合 移管後10年以内に建替え及び大規模修繕を行う場合、1回の申請に限り、岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（平成23年7月11日決裁）の別表（第3条、第4条関係）の「岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費」に該当することとする。 | □適合できる□適合できない□該当なし | □ |
| （２） |  あかね保育所の場合 保育所の敷地は、市が借り受けた土地である。移管後については、市は地権者から土地を借り受け、その土地について市が移管先法人に使用貸借契約による無償貸与を行う。ただし、市と移管先法人の使用貸借契約については、移管から10年経過した後（令和17年3月31日）又は、移管先法人が当該用地に新たに園舎を建設する場合や、園舎の大規模な改修を行う場合など保育所運営の節目に、市と移管先法人と地権者において、その時の状況に応じ、再検討するものとする。 | □適合できる□適合できない□該当なし | □ |
| （３） |  長森北保育所の場合 長森北保育所は、岐阜市長森児童センターとの複合施設である。両施設で供用している設備（駐車場、フェンス、花壇など）の管理等については、両施設でのこれまでの経緯を踏まえ、当児童センターの指定管理者および市と充分に調整すること。 | □適合できる□適合できない□該当なし | □ |

移管条件等への適合については以上のとおり相違ありません。

法人名

（又は法人設立準備会名）

　　　　　　　　　　　　　代表者